

資料 1

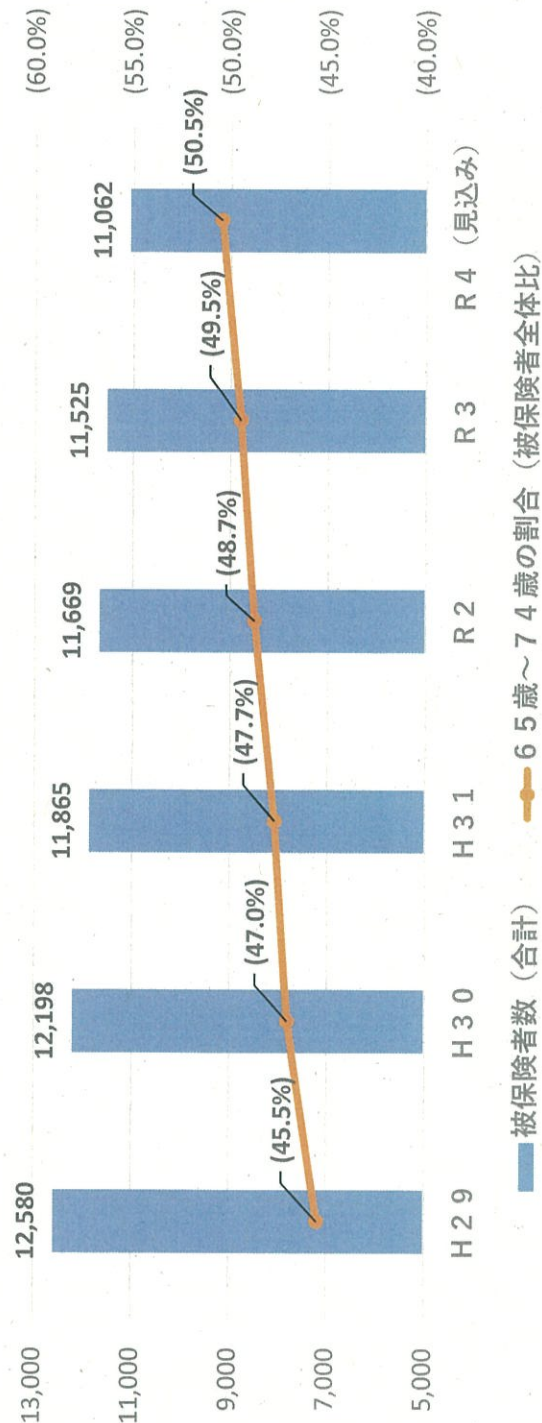
1. 被保険者の状況

区分	H 2 9		H 3 0		H 3 1		R 2		R 3		R 4 (見込み)	
	人数	国保全体比	人数	国保全体比	人数	国保全体比	人数	国保全体比	人数	国保全体比	人数	国保全体比
被保険者数 (合計)	12,580		12,198		11,865		11,669		11,525		11,062	
(0～39歳)	(3,062)	(24.3%)	(2,850)	(23.4%)	(2,773)	(23.4%)	(2,659)	(22.8%)	(2,567)	(22.3%)	(2,406)	(21.8%)
(40～64歳)	(3,799)	(30.2%)	(3,614)	(29.6%)	(3,436)	(29.0%)	(3,322)	(28.5%)	(3,257)	(28.3%)	(3,073)	(27.8%)
(65～74歳)	(5,719)	(45.5%)	(5,734)	(47.0%)	(5,656)	(47.7%)	(5,688)	(48.7%)	(5,701)	(49.5%)	(5,583)	(50.5%)
※ (65～69歳)	(3,062)	(24.3%)	(2,861)	(23.5%)	(2,562)	(21.6%)	(2,374)	(20.3%)	(2,251)	(19.5%)	(2,028)	(18.3%)
※ (70～74歳)	(2,657)	(21.1%)	(2,873)	(23.6%)	(3,094)	(26.1%)	(3,314)	(28.4%)	(3,450)	(29.9%)	(3,555)	(32.1%)
世帯数	7,590		7,466		7,382		7,340		7,331		7,016	

※ 被保険者数及び世帯数は、当該年3月から翌年2月までの平均値

※ R 4 の被保険者数 (合計) と世帯数は県の推計値。年齢層別内訳は、H 2 9 ～ R 3 の減少 (増加) 率をもとに市が算出した推計値

被保険者数の状況



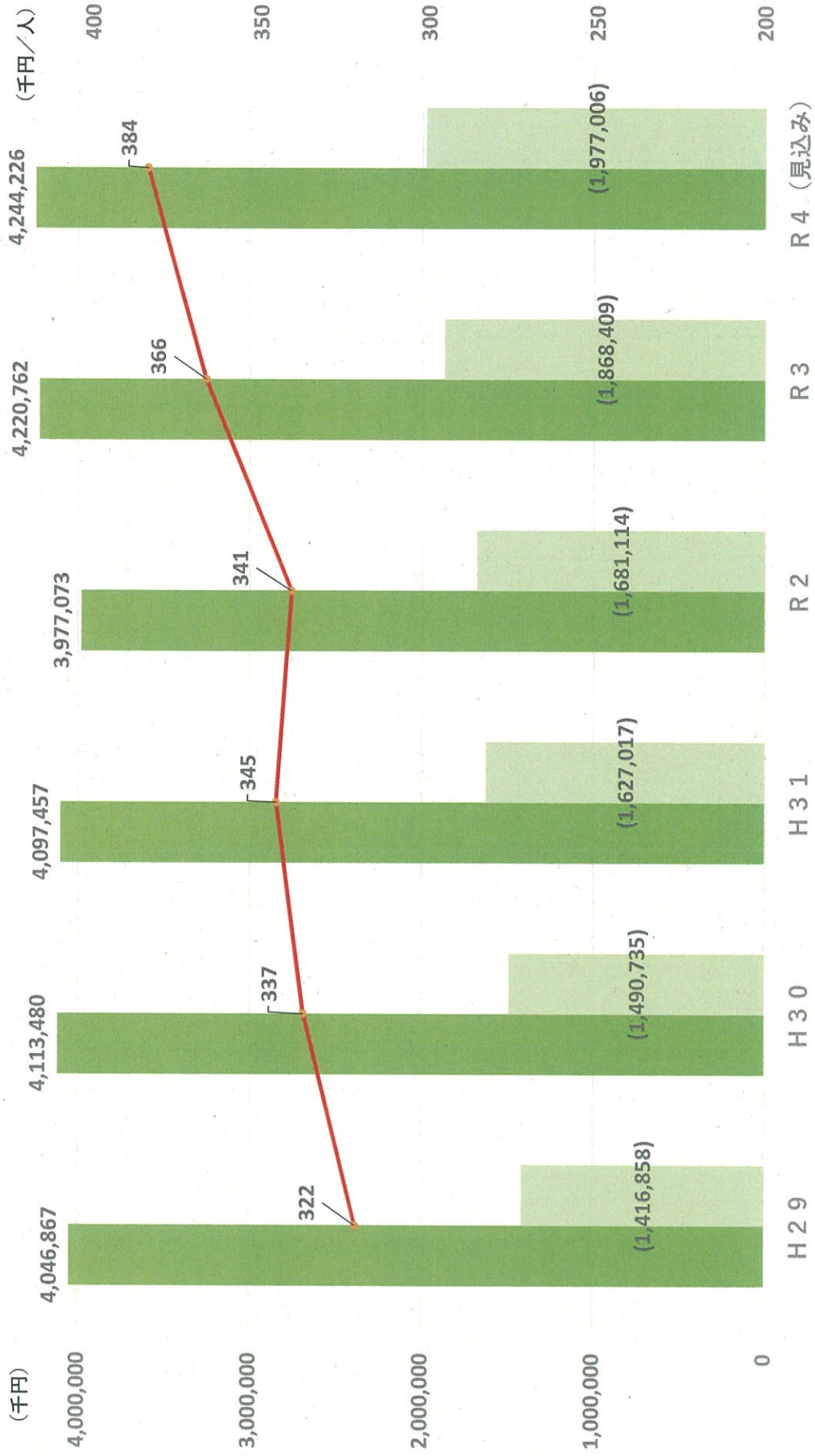
2. 医療費の状況 (国保被保険者分)

区分	H 2 9			H 3 0			H 3 1			R 2			R 3			R 4 (見込み)		
	金額 (千円)	被保険者 1人あたり (千円)	金額の 割合	金額 (千円)	被保険者 1人あたり (千円)	金額の 割合	金額 (千円)	被保険者 1人あたり (千円)	金額の 割合	金額 (千円)	被保険者 1人あたり (千円)	金額の 割合	金額 (千円)	被保険者 1人あたり (千円)	金額の 割合	金額 (千円)	被保険者 1人あたり (千円)	金額の 割合
医療費 (全体)	4,881,495	388		4,909,494	402		4,890,235	412		4,704,589	403		4,976,451	432		4,975,256	450	
(0～64歳)	(1,951,945)	(284)	(40.0%)	(1,887,760)	(292)	(38.5%)	(1,821,008)	(293)	(37.2%)	(1,766,547)	(295)	(37.5%)	(1,825,933)	(314)	(36.7%)	(1,784,509)	(326)	(35.9%)
(65～69歳)	(1,296,816)	(424)	(26.6%)	(1,316,286)	(460)	(26.8%)	(1,203,845)	(470)	(24.6%)	(1,033,613)	(435)	(22.0%)	(1,031,500)	(458)	(20.7%)	(958,634)	(473)	(19.3%)
(70～74歳)	(1,632,735)	(615)	(33.4%)	(1,705,448)	(594)	(34.7%)	(1,865,382)	(603)	(38.1%)	(1,904,429)	(575)	(40.5%)	(2,119,018)	(614)	(42.6%)	(2,232,113)	(628)	(44.9%)
保険給付費 (市負担分)	4,046,867	322		4,113,480	337		4,097,457	345		3,977,073	341		4,220,762	366		4,244,226	384	
(0～64歳)	(1,597,498)	(233)	(39.5%)	(1,555,145)	(241)	(37.8%)	(1,491,169)	(240)	(36.4%)	(1,462,392)	(245)	(36.8%)	(1,509,136)	(259)	(35.8%)	(1,478,055)	(270)	(34.8%)
(65～69歳)	(1,032,511)	(337)	(25.5%)	(1,067,601)	(373)	(26.0%)	(979,271)	(382)	(23.9%)	(833,567)	(351)	(21.0%)	(843,217)	(375)	(20.0%)	(789,165)	(389)	(18.6%)
(70～74歳)	(1,416,858)	(533)	(35.0%)	(1,490,735)	(519)	(36.2%)	(1,627,017)	(526)	(39.7%)	(1,681,114)	(507)	(42.3%)	(1,868,409)	(542)	(44.3%)	(1,977,006)	(556)	(46.6%)

※ 「医療費 (全体)」は、一時負担金等を含めた全体の費用額。「保険給付費 (市負担分)」は、市国保が負担した各年度の歳出の金額。
(出産育児一時金や葬祭費等の給付は除く)

※ 「R 4 (見込み)」の金額は、R 4 年 4 月以降の支払実績額等をもとに市が算出した推計値

保険給付費（市負担分）の状況



■ 保険給付費 ■ 保険給付費（70～74歳） ● 被保険者1人あたり給付費

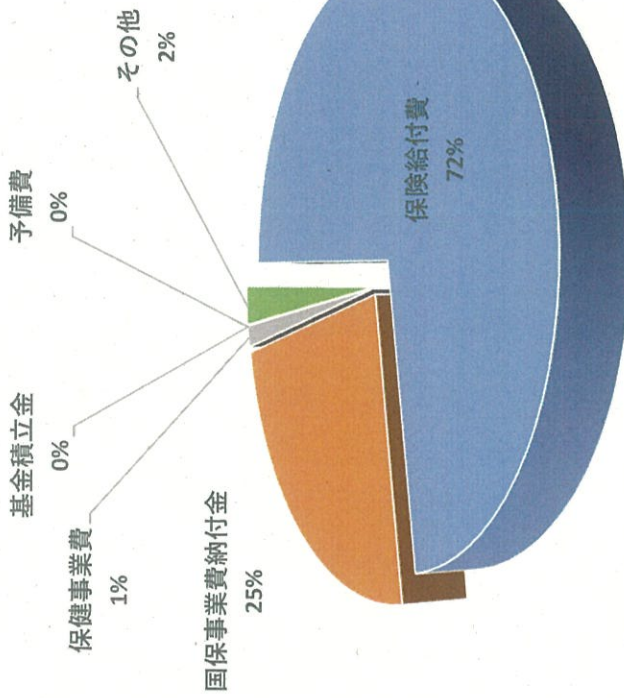
3. 令和4年度当初予算（古賀市国民健康保険特別会計）について

(1) 令和4年度当初予算

歳出		歳入					
		(単位：千円)					
	(A)	(B)	(C)	(D)	増減 (C)-(D)	備考	
	令和4年度 当初予算	令和3年度 当初予算	令和4年度 当初予算	令和3年度 当初予算			
保険給付費	療養諸費	3,812,500	3,759,000	1,029,556	1,015,847	13,709	
	高額療養費	600,500	600,500	32,430	43,190	▲ 10,760	
	その他	19,819	21,720	1,061,986	1,059,037	2,949	
計	4,432,819	4,381,220	1	1	0		
国保事業費納付金	1,508,685	1,502,700	4,533,593	4,462,248	71,345		
保健事業費	76,494	69,939	1,074	1,012	62		
基金積立金	1,074	1,012	556,929	563,213	▲ 6,284	・うち国民健康保険財政調整基金からの取崩額、35,036千円	
予備費	2,000	2,000	1	1	0		
その他	137,680	132,795	5,168	4,154	1,014		
合計	6,158,752	6,089,666	6,158,752	6,089,666	69,086		

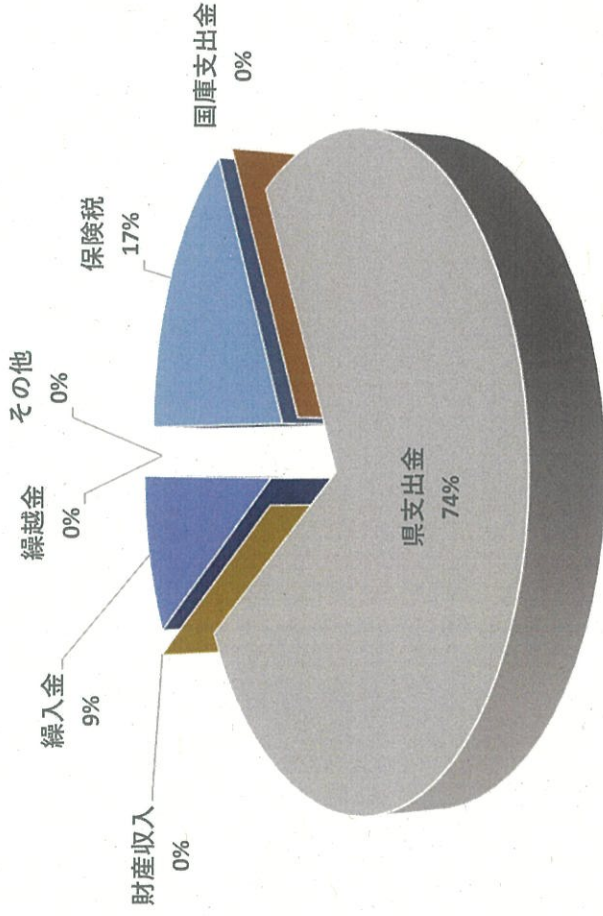
(2) 令和4年度予算構成

歳出 61億5,875万2千円



- ・ 保険給付費 保険適用の医療のうち自己負担分を除いた費用、その他一時金等
- ・ 国保事業費納付金 保険税等を財源とする県に支払う納付金
- ・ 保健事業費 特定健診・特定保健指導・医療費適正化等に係る費用
- ・ 基金積立金 国民健康保険財政調整基金の利子積立の経費
- ・ 予備費 予備費
- ・ その他 職員人件費や納付書・保険証等発送等に係る事務費

歳入 61億5,875万2千円



- ・ 保険税 被保険者が負担する保険税
- ・ 国庫支出金 災害時等の補助金
- ・ 県支出金 保険給付費の全額、保険者努支援分等
- ・ 財産収入 国民健康保険財政調整基金の利子収入
- ・ 繰入金 保険税の法定軽減分、事務費等の繰入金
- ・ 繰越金 前年度からの繰越金
- ・ その他 延滞金、第三者納付金等

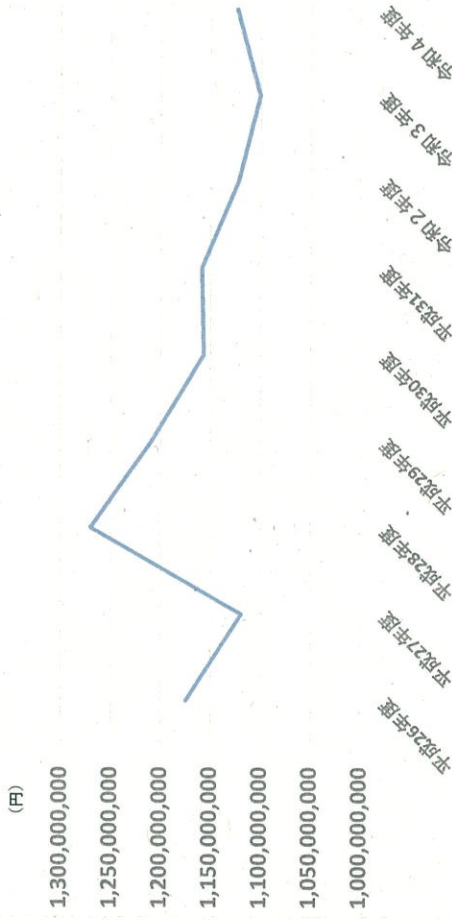
4. 国民健康保険税（当初賦課）の状況

(1) 国民健康保険税の推移 ※当初賦課時点（各年度7月時点）の調定額

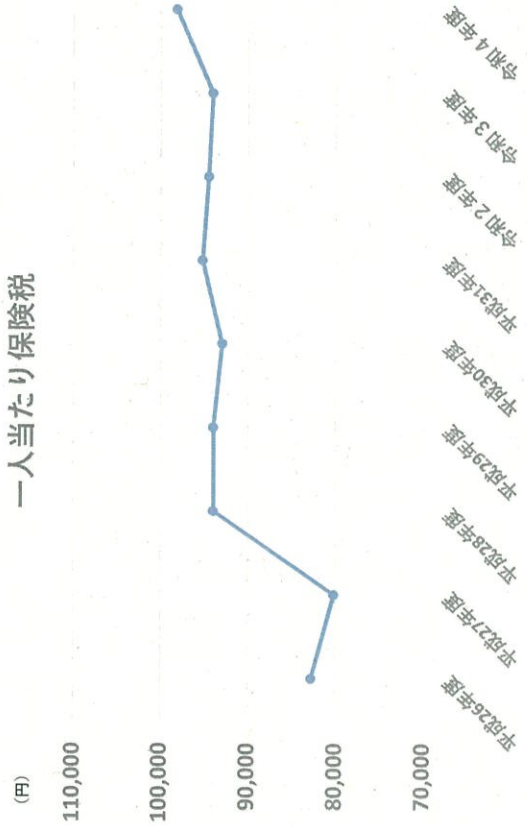
年度	保険税総額 (現年度分のみ)	一人当たり 保険税	一世帯当たり 保険税
平成26年度	1,174,299,100	82,732	142,149
平成27年度	1,118,699,400	80,136	136,261
平成28年度	1,269,629,700	93,935	156,880
平成29年度	1,209,122,700	93,934	153,286
平成30年度	1,156,700,100	92,923	148,791
平成31年度	1,158,460,200	95,182	150,528
令和2年度	1,122,311,500	94,455	148,121
令和3年度	1,100,440,900	94,007	144,852
令和4年度	1,123,741,400	98,101	148,036

(単位：円)

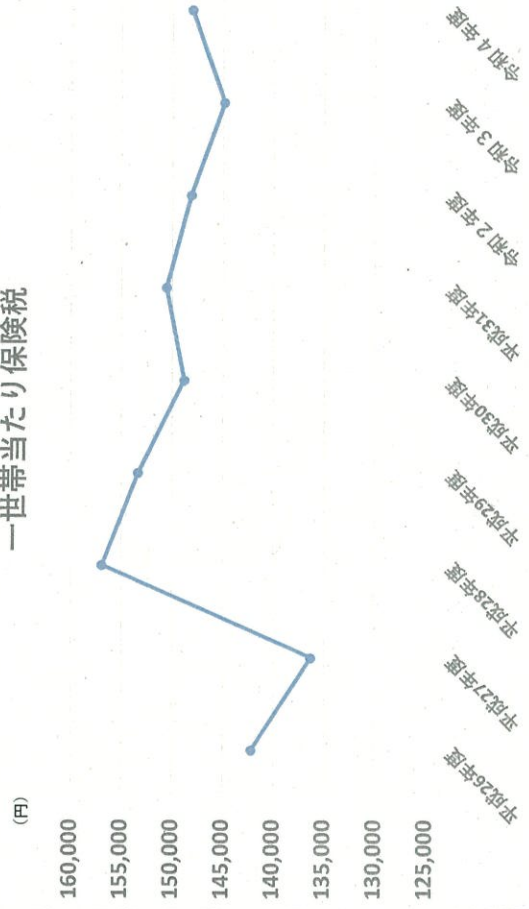
保険税総額（現年度分のみ）



一人当たり保険税



一世帯当たり保険税



(2) R3年度保険税の状況 (実績)

○ R3年7月時点

当初調定額	1,100,441 千円
-------	--------------



・ 国保への新規加入、脱退

○ R3年度最終 (年度末時点)

調定額	1,091,947 千円	※ 当初調定額と比較すると、約99.2%
収納額 (納入金額)	1,048,044 千円	※ 調定額の約96%

(3) R4年度保険税の見込み

○ R4年7月時点

① 調定額	1,123,741 千円
-------	--------------



R3年度と同じ割合で推移すると仮定

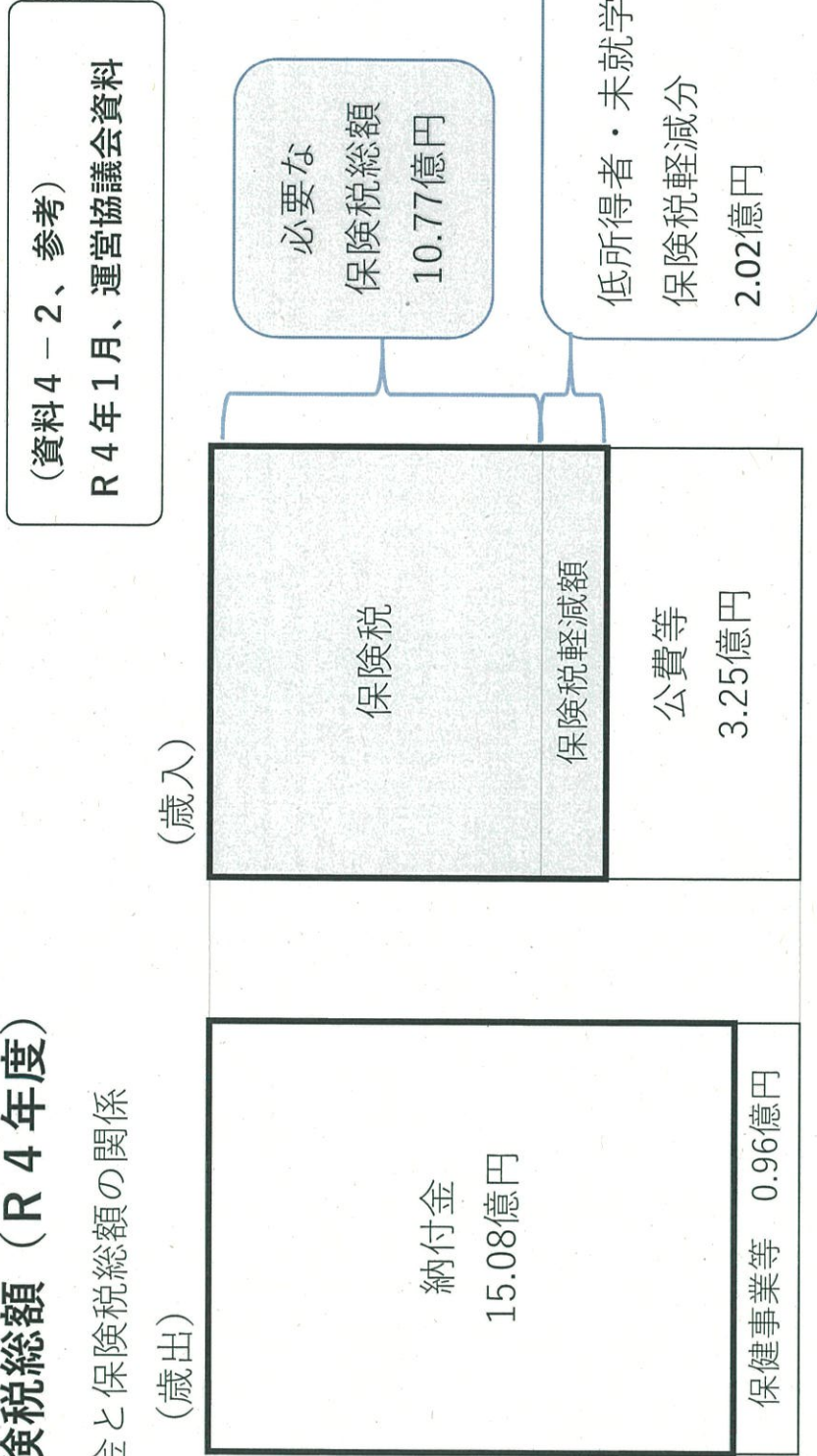
○ R4年度最終 (年度末時点) 見込み

② 調定額 (最終)	1,114,751 千円	※ ①×99.2%
収納額 (納入金額)	1,070,161 千円	※ ②×96%

※ R4年10月からの社会保険の適用拡大に伴って、一定数の国保からの脱退 (特に若い世代) が予想されるが、現時点では、社会保険の適用拡大による影響 (被保険者数や保険税) の試算が難しく、上記ではこの影響を考慮していない。実際のR4年度最終 (年度末時点) の調定額、収納額については、上記の金額より一定程度減少することが見込まれる。

必要な保険税総額（R4年度）

(1) 納付金と保険税総額の関係



※本算定結果から国民健康保険特別会計で納付金と保険税にかかる部分を抜粋したイメージ図
 (金額は本算定結果に基づき試算したもの)

必要な保険税総額は10.77億円のところ、現行の保険税率で試算すると、10.09億円の歳入を見込む

⇒ 約7千万円の税収不足

(4) 「応能割」：「応益割」の比率の状況

保険税の「応能割（所得割）」：「応益割（均等割＋平等割）」の比率については、
45：55（県内統一税率に向けて示されている割合）に近づけていく必要がある

○R4年度保険税の状況

当初税額（合計）	1,338,168 千円
所得割	662,753 千円
均等割	409,055 千円
平等割	266,360 千円

（医療分、後期支援分、介護分の合計金額）

※ 軽減適用前の税額での算出になるため、資料4-1、4-2の金額（調定額）とは異なる

→ 「応能割」：「応益割」 = 49.5：50.5

※（参考）R3年度の保険税の状況

「応能割」：「応益割」 = 50.2：49.8

(5) 基金の状況（国民健康保険財政調整基金）

○残高 約4億3千万円（令和4年8月1日時点）

※ 令和3年度分の国・県からの交付金等の一部について、返還金が生じた場合、その分を取り崩す必要がある

厚生労働省
からの
お知らせ

従業員数500人以下の 事業主のみなさまへ

法律改正により
パート・アルバイトの
社会保険の加入条件が
変わります。



対象となる企業

現在
従業員数501人以上
の企業

2022年10月～
従業員数101人以上
の企業

2024年10月～
従業員数51人以上
の企業

従業員数は以下の A + B の合計「現在の厚生年金保険の適用対象者」

A
フルタイムの
従業員数

+

B
週労働時間がフルタイムの
3/4以上の従業員数
※従業員には、パート・アルバイトを含みます。

詳しくは、裏面や特設サイトをご覧ください。



適用拡大特設サイト

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/index.html>



新たな加入対象者

新たな加入対象者は、
右の**全てにチェック**が入った
パート・アルバイトの方です。

- 週の所定労働時間が20時間以上
- 月額賃金が8.8万円以上
- 2ヶ月を超える雇用の見込みがある
- 学生ではない

社会保険に加入するメリット

パート・アルバイトの方が**社会保険**(厚生年金・健康保険)に加入することにより、
社会保険料のご負担が変わりますが、
パート・アルバイトの方の**保障が充実します。**

年金

老後・障害・死亡の保障が
さらに充実!

- 1階(基礎年金部分)に加えて2階(報酬比例部分)の上乗せ。
- より軽い障害にも保障範囲が広がります。

医療保険

あんしんの医療保険が**もっと充実!**

- 傷病手当金 病休期間中、給与の2/3相当を支給
- 出産手当金 産休期間中、給与の2/3相当を支給

社内準備のステップは4つ!

① 加入対象者の把握

まずは、社内の加入対象者を把握しましょう。

② 社内周知

社内の加入対象者に周知しましょう。

③ 従業員とのコミュニケーション

必要に応じて説明会や個人面談を実施しましょう。

④ 書類の作成・届出(オンライン)

厚生年金保険の「被保険者資格取得届」をオンラインで届け出ましょう。



「適用拡大の手続き」に関するご案内

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/tekiyokakudai.html>



オンライン申請に関するご案内

<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>



支援制度のご案内



キャリアアップ助成金 ご案内

- 短時間労働者労働時間延長コース
- 選択的適用拡大導入時処遇改善コース
- 正社員化コース

申請は
都道府県労働局 ハローワーク

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html



専門家活用支援事業 ご案内

適用拡大に関するノウハウ豊かな社会保険労務士を無料で派遣します。適用拡大への対応方針の検討、従業員への説明のサポート、手続きに関するアドバイスなど気軽にご相談いただけます。



詳しくは
適用拡大特設サイト

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyokakudai/index.html>



古賀市国民健康保険についてのお知らせ

令和4年4月

(1) 令和4年度の国民健康保険税額の改定（引き上げ）について

1人あたり医療費の上昇により、国民健康保険の財政状況が年々厳しくなっており、令和4年度
の古賀市国民健康保険税額を次のとおり改定（引き上げ）することといたしました。

国保加入者の皆様にはご負担をお願いすることとなりますが、なにとぞご理解いただきますよう、
お願い申し上げます。

なお、未就学児については、令和4年度から減額措置により均等割を半額としています。

(改定前後の比較)

賦課区分	改定後 (令和4年度)	改定前 (令和3年度)	差し引き増加額 (年間)
医療分			
所得割	(課税標準所得額の) 8.4%	(課税標準所得額の) 8.4%	-
均等割 (1人あたり)	23,800 円 (未就学児 11,900円)	23,400 円	400 円
平等割 (1世帯あたり) (課税限度額)	26,200 円 (650,000 円)	23,500 円 (630,000 円)	2,700 円 (20,000 円)
後期高齢者支援分			
所得割	(課税標準所得額の) 2.9%	(課税標準所得額の) 2.9%	-
均等割 (1人あたり)	8,600 円 (未就学児 4,300円)	8,400 円	200 円
平等割 (1世帯あたり) (課税限度額)	9,400 円 (200,000 円)	8,500 円 (190,000 円)	900 円 (10,000 円)
介護納付金分 (40~64歳)			
所得割	(課税標準所得額の) 2.4%	(課税標準所得額の) 2.4%	-
均等割 (1人あたり) (課税限度額)	13,600 円 (170,000 円)	13,200 円 (170,000 円)	400 円 (0 円)

※ 令和4年度分の保険税の通知については、7月中旬ごろに郵送させていただく予定です。

～ 令和4年度の保険税額改定の背景について ～

医療技術の高度化や高齢者の加入割合の増加等により、国保が負担する医療給付費は全国的に年々増加
しており、古賀市国保においても同様の状況です。

また、市国保が負担する医療給付費は、主に国や県及び市から拠出する公費と、加入者のみなさんの「保
険税」が原資となっています。

このような中、令和4年度分の必要な給付費を賄うためには、保険税を令和3年度から「7%」上げる
ことが必要な見込みとなりましたが、コロナ禍において世帯収入の減少や就労形態が不安定な方も多くい
らっしゃることを考慮し、不足する税額の一部について国保財政調整基金(※注1)を取り崩して活用するこ
とで、令和4年度分の保険税全体の増加割合を「2%」(※注2)に抑える方針とさせていただきました。

(※注1) 国保財政調整基金とは、社会情勢の変動等により著しく医療費が増加する等、急な国保財源の不足に
備え、運営を継続するため一時的に補填することができるような財源を積み立てている基金です。

(※注2) 令和4年度の保険税については、保険税の収入全体が令和3年度と比較して「2%」増となるように、
「平等割」と「均等割」の金額を調整して改定しています。

(2) 市国保の財政状況について

令和4年度の保険税については、基金を取り崩すことで保険税の増加割合を抑えることとしておりますが、基金の財源も限られる中で、今後も同様の対応を継続的に実施していくことは難しくなることが見込まれます。

また、一人あたり医療費は年々上昇しており、被保険者数が減少しても全体の医療費は減少していない中で、今後も「一人当たり医療費の上昇」が続くと、令和5年度以降、やむを得ず再度保険税の値上げを検討しなければならなくなる可能性があります。

国民健康保険の制度は、医療が必要になった際に、安心して医療を受けることができる制度です。今後も継続的に安定した国保の運営が可能となるように、加入者のみなさまのご理解と、医療費削減のための取組へのご協力をお願いいたします。

(3) 医療費削減のためのお願い

**年1回の特定健診・がん検診を受けましょう！
かかりつけ医をもち、早めの治療を心掛けましょう！**

医療費全体の約半分を占めるのは入院で、がんや心臓疾患、脳血管疾患など一件あたりの医療費が高額となる疾患が多くあります。このような疾患のうち、高血圧や脂質異常症、糖尿病等の生活習慣病を原因として、それが重症化したり合併症を引き起こすケースが増えていることが、医療費を押し上げている要因の一つでもあります。

古賀市は、「糖尿病の受療率（治療中の人の割合）」が福岡県で一番高い自治体ですが、受療率が高いということは、早期に気づいて、それ以上重症化しないようコントロールしている人が多いと捉えることができ、実際に症状をコントロールすることで悪化せず維持できている人が多いのも古賀市の特徴です。しかし、健診を受けず、治療につながっていない人もたくさんいます。

生活習慣病は、自覚症状がないままに進行し、対応が遅れ重症化すると命を脅かす重篤な病気を招くこととなります。重症化を防ぐための早めの受診や定期的な通院は、医療費を押し上げる大きな要因ではなく、早い段階で治療することが重要です。

命を救うため、健康的な生活を維持するための医療はすべて必要な医療です。医療費削減のために必要なことは、「生活習慣病などの予防が可能な疾患を予防すること」と、「重症化させない早期発見、早期治療」です。

一人一人が生活習慣を意識し、特定健診の受診やかかりつけ医への早期受診など、早めの行動をとることが重症化を予防し、医療費の削減にもつながりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

(問い合わせ先)

古賀市役所 市民国保課 国保係

電話 092-942-1193

古賀市国保加入者の状況

【疾病分類別医療費等（平成31年度レセプト）】

- 糖尿病受療率 県内1位（平成31年度以降）
- 糖尿病患者一人当たり医療費 県内58位（県内60市町村中）
県平均 医療費と比較し、17,983円低い。
- 腎不全患者一人当たり医療費 県内57位
県平均 医療費と比較し、271,223円低い。

〈KDBシステム等を活用した調査・分析結果の提供による市町村保健事業への支援事業報告書〉

【特定健診受診率（法定報告）】

○ 特定健診受診率

- ・平成31年度 33.2% 県内48位
- ・令和2年度 27.8%↓ 県内47位

（参考）・令和3年度 34.6%（令和4年5月末時点暫定値）

※令和3年度 健診受診勧奨事業委託を実施すると、医療機関健診の受診者の増加（前年比約1.5倍）。

○ 継続受診率

- ・平成30年度から平成31年度 73.5%（県内26位）・・・過去最高値
- ・令和元年度から令和2年度 59.5%（県内49位）↓

〈国保連合会データ〉

○ 小学校区毎の受診率

- ・舞の里校区は、平成30年～令和3年度（暫定値）にかけて、受診率が1位。
- ・令和2年度 舞の里校区 1位 花見校区 8位

（参考）・令和3年度 舞の里校区 1位 青柳校区 8位（令和4年5月末時点暫定値）

〈KDBシステム等を活用した調査・分析結果の提供による市町村保健事業への支援事業報告書〉